

随意契約理由書

件名	令和4年度 海岸線 防災・設備監視装置（運転指令所）改修	
契約の相手方	パナソニックEWエンジニアリング株式会社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当	
随意契約の理由		
<p>本業務は、地下鉄海岸線 防災・設備監視システムのうち、海岸線運転指令所に設置している、ずい道排煙操作卓の撤去等を行う業務である。</p> <p>海岸線 防災・設備監視システムは、設備監視室（御崎ビル）、運転指令所において海岸線全駅の設備状態を集中管理できるものである。運転指令所では、列車運行に不可欠な火災、出口浸水センサー、ずい道排水槽等を監視しており、火災発生時には、ずい道排煙装置を起動できる機能を有している。</p> <p>このシステムはメーカー独自のシステムを採用し構築しており、改修作業はメーカーだけが持つ技術データを基にした迅速かつ正確・安全な作業が要求され、それは他のメーカーでは不可能である。</p> <p>よって、責任の所在を明確にし、長期に渡って機器の故障などのリスクを減らすため、製造メーカーである上記業者と随意契約を行う。</p>		
担当部署 （問合せ先）	交通局高速鉄道部施設課設備係	（ 電話番号 内線 2416 ）